

府中市教育委員会会議録

1 開会の日時

令和5年8月22日（金） 教育センター 会議室
（令和5年第10回） 13時30分 開会

2 出席委員

荻野教育長、高橋委員、和知委員、藤井委員、森山委員（5人）

3 委員以外の出席者

門田教育部長 大森教育政策課長 大川学校教育課長
道田教育政策課文化財室長 長岡教育政策課主幹 津田学校教育課主幹
小寺学校教育課主幹 竹内学校教育課主幹 和田教育政策課教育推進係長

4 会議に付した議案の題名

第21号 過疎地域持続的発展計画の変更について
（教育委員会の所掌に係るものに限る。）

第22号 府中市文化財保護条例の一部改正について

第23号 令和4年度府中市一般会計歳入歳出決算認定について
（教育委員会の所掌に係るものに限る。）

第24号 令和5年度府中市一般会計補正予算（第5号）について
（教育委員会の所掌に係るものに限る。）

第25号 令和6年度使用教科用図書のうち特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

5 審議の概要並びに結果の概要

議案5件について審議を行い、同意の議決を得た。

6 議決事項

議案第21号 承認 議案第22号 承認 議案第23号 承認
議案第24号 承認 議案第25号 採択

7 協議事項

なし

8 報告事項

(1) 荻野教育長

- ・ A L T (外国語指導助手) について

(2) 門田部長

(3) 教育政策課

- ・ 「熱中症対策標語コンテスト」表彰式について
- ・ 歴史資料館の管理運営体制の見直しについて
- ・ 市民プール整備事業に係る発掘調査業務について

(4) 学校教育課

- ・ 学校の状況等について

9 その他

なし

次回 9月21(木)午後1時30分～

次々回 令和5年10月20日で調整

18時05分 終了

教育委員会会議（10回）

教育長 それでは皆様、こんにちは。

先週末の小学校及び義務教育学校前期課程の教科書採択に当たり長時間にわたり、ありがとうございました。改めて来年度の小学生に、手に届く教科書の採択ということで、その重要性を改めて感じたところがございます。本日も教科書採択案件がございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

いよいよ明日から学校の2学期が始まるということで、来週29日からは中学校2年生、府中学園の8年生、府中明郷学園の7年生の全体で258名の生徒がキャリア体験学習に参加をいたします。市内の108の企業等に御協力いただき取組をスタートする予定でございます。その受け入れ先の一つとして和知委員のMGユースなどもあるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日も少し時間を要する案件がございますので、早速令和5年の第10回の教育委員会会議を開催いたします。

まず会議録署名者の指名をいたします。高橋委員、森山委員よろしくお願いをいたします。

それでは、会議録の承認に入ります。前回の会議について事務局の報告を求めます。

和田係長。

和田係長 それでは失礼いたします。

令和5年第9回会議について御報告いたします。

第9回会議は、令和5年8月18日金曜日、午後1時30分から教育センター会議室において、教育長、教育委員全員と門田教育部長ほか事務局6名の出席で開会いたしました。議案は2件で教育委員会規則の改正に関わるものが1件、教科書用図書の採択に関わるものが1件でした。会議の冒頭で、教科用図書の採択に関わる議案について、会議の公開・非公開の取り扱いを確認し、委員全員の同意に会議を公開とすることに決しました。

まず議案第19号 府中市教育委員会外国青年公舎管理規則の一部改正について、語学指導等を行う外国青年の幅広い人材確保のための所要の整備であることを確認し、可決いたしました。

続いて、議案第20号 令和6年度小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科用図書の採択について、13種目ごとに審議を行

い、採択しました。

そのほかの事項はなく、次回開催日程を確認し、会議の全てを18時15分に終了しました。

前回の会議については以上でございます。

また、本日お手元に資料として先ほど申し上げた前回の会議において小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書について採択された結果の一覧を机の上に置かせていただいております。御確認のほうをお願いいたします。この採択の結果ですけれども、決裁終了後すぐにホームページにおいて公表する予定になっております。

以上でございます。

教育長 それでは会議録の承認を求めます。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認めます。

会議録の承認をいたします。

それでは、本日の議案に移ります。

本日は、議案が5件で、9月市議会定例会に提出される議案について府中市長から意見聴取を求められているものが4件と、特別支援学級で使用する教科用図書の採択に関わるものが1件でございます。

ここで議案に入る前に、本日の議案第25号について、公開・非公開についてお諮りをしたいと思います。

議案第25号は、令和6年度使用教科用図書のうち特別支援学級において使用する教科用図書の採択についてでございます。この議案では児童生徒一人一人について必要な支援の状況に基づき審議をするものでございますので、この議案については非公開にしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 それでは、出席委員全員の同意を得ましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、議案第25号の議案は非公開とすることといたします。

本日の会議ですけれども、議案の第21号から第24号の審議をした後に、先に協議報告事項を行います。その後に議案第25号の審議を非公開で行うことといたします。

それでは、議事に入ります。

まず議案第21号 過疎地域持続的発展計画の変更について(教育委員会の承認を諮るものに限る)を議題といたします。

提案説明をお願いします。

大森課長。

大森課長 議案の第21号 過疎地域持続的発展計画の変更、教育委員会の所掌に係るものでございます。議案集の2ページを御覧ください。

過疎地域持続的発展計画の変更、これは過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法の規定によりまして、過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて市議会の議決を求めるというものです。この過疎地域持続的発展計画に載っておりますのは、この計画を定めて議会の議決を得ることで、財源的に大変有利で、交付税措置などされる過疎債を財源に活用できます。この事業を追加、一部改正に当たって議会の議決が必要というものでございます。

3ページを御覧ください。3ページの上段が現在の計画、市道、(2)農道、(5)鉄道施設等でございます。下段が今度、変更後です。市道のところ(1)の市道のところを御覧いただきますと、現状の計画3項目3路線ありますけれども、変更後は7路線7か所でございます。このうちの上から五つ目、横井府中学園歩道橋補修、橋長L=48.0メートルというものがああります。これは府中学園の北側ビックキューブのほうへ行く交差点にかかっている歩道橋、屋根がついた歩道橋のことでございます。老朽化、経年劣化等による老朽がございまして、今後、調査、設計、改修ということに係って今度の過疎の計画に含めるというものでございます。

実はこれは教育財産ではございませんで道路、いわゆる歩道橋、道路構造物なんですけれども、児童生徒が利用しているということから、教育委員会の意見が求められているということでございます。

議案第21号以上でございます。

教育長 ただいま事務局から提案説明がございましたけれども、御質疑がありましたらお受けをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決をいたします。

原案のとおり承認いたしたいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認めます。よって議案第21号を承認いたします。

続いて議案第22号 府中市文化財保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明をお願いします。道田室長。

道田室長 議案第22号 府中市文化財保護条例の一部改正について御説明をさせていただきます。議案集の7ページをお開きください。

府中市文化財保護条例の一部改正ということでございます。教育行政、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によって府中市長から府中市の文化財保護条例の一部改正について意見聴取があったので、教育委員会委の意見を求めるものでございます。

提案理由として、市内の歴史的建造物の効果的な活用を促進することを目的とし、一定の基準を満たした歴史的建造物について歴史的・文化的な価値を損なうことなく改修を行うために、今回のこの議案を提出させていただきます。もう少し踏み込んで説明をさせていただきますと、別添の資料をおつけしております、府中市文化財保護条例の一部改正についてという資料があるんですけども、そちら見ていただきます。

教育長 この2枚ものの資料になるんですかね。

道田室長 そちらを基に説明させていただきますと「翁座」、それから「恋しき」といった市が所有する歴史的建造物がありますけれども、今回のこの条例の改正によって新設する特定歴史建造物として登録するという制度になります。現状変更の規制及び保存のための措置を講じた歴史的建造物として、今回、いわゆる建築基準法の適用除外が受けられるような状態にしますということでございます。これを受けて効果的な改修が行うことが今後可能になってくるということでございまして、構造としましては一部改正ということで、ここに上がっております第15条から第22条がそちらに対応する条文であって、その条文を今回新たに今までの文化財保護条例につけ加えたという内容になってございます。

説明は以上でございます。

教育長 ただいま事務局から提案説明がございました。御質疑がありましたらお受けをいたします。いかがでしょうか。

では、私から1点質問というか、説明を追加でお願いしたいんですけども、歴史的・文化的価値を生かした改修工事、具体的にはどういう本来、工事をしなきゃいけないものをこういう工事にこれをする、条例の一部改正によって、工事の景観がどう変わっていくのかっていうイメージをもう少し聞かせていただければ。

道田室長 根拠となる条例をつくらうとしているんですけども、現在の「恋しき」「翁座」というのは、現在の建築基準法でいうと既存不適格な状態となります。今の建築基準法の基準で建てられていないための歴史的な建物

でございます。このままの状況ですと、建築基準法に適用するような内容の改修工事をしようとするすると、外観的な耐震性、強度を保たせるための何かアウトフレームであるとか、「翁座」でいうと、あの巨大空間の中に、中に柱が増設しなきゃできませんよということになるわけですが、そうすると景観であるとか、そうしたところから歴史的・文化的な価値を著しく損なってしまうという状態が起こってしまいます。そのため、今回の条例を改正することで代替措置、いわゆる耐震性については、そういった景観を損なうことのないところで耐震性を上げることが可能となります。それから、防災に関しても人を配置するとか、使い方で工夫することで、現建築基準法の適用を除外させているということを確認していただくというものになっております。

以上です。

教育長 御質問いかがでしょうか。観光という観点で高橋委員さん何か御質問はありますか。

高橋委員 あり過ぎてあれなんですけど、この条例の一部改正は今回の9月議会に上程されていて、全て受託されるんですか。

教育長 議会です。

高橋委員 議会です。9月議会だけ。その後すぐ、そういった改修のほうに進んでいけるんですか。

道田室長 程度にもよると思います。建築基準法に適合するようなものであれば、この物件がちゃんと特定の歴史的建造物として登録されているものなんですよということになれば、建築基準法の特定行政庁というのは今、広島県になりますので、県の建築審査会がそういう根拠を持っている建造物で改修工事を行うものなんですってということで認めていただく、同意をいただく。ですが、それがなければ通常の、もしくは建築基準法の適用をしない程度の改修整備である、要は小規模のものであれば適用除外条例を適用することはないんですけれども。いずれにしても、これから「恋しき」にしても、「翁座」にしてもどういう改修工事を設計されますか、具体的にどういうふうなものにされますかっていうことが決まらないと、それができるか、できないか、別にするか、しないかは別としても条件整備として整えておかないといけないという状況になります。

教育長 なので、それ以前は最低限の条件整備をした上で、あとは活用方法とそれに見合う工事を並行で計画していくということになります。

ほかよろしいでしょうか。

森山委員。

森山委員　　すいません、先ほど御説明いただいた内容かもしれないんですけど、建築基準法の適用除外、いわゆる基準が緩和されるっていうことで、工事の内容はまだ決まってないと思うんですけど、工事終わった後の利用方法というのは、何かちょっと制限が出てきたりするんでしょうか。

教育長　　道田室長。

道田室長　　もちろんそうです。例えば、そうですね2方向避難である場合は人を配置しなさいとか、排煙設備をしなさいとか。あとは耐震性を持たせる部分においても、壁の中で十分ではないかもしれないけど強度を上げることができますよと。耐震調査を行っていますので、どのくらい揺れがくればどういった状態になるっていうデータは持っておりますので、そうした中で強度をどれくらいまで上げることができるかっていうことをもしそこに影響する工事をするときにはそれを整備するということになると思います。

森山委員　　分かりました。

教育長　　御質問これでよろしいでしょうか。

それでは、採決をいたします。

原案どおり承認いたしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長　　御異議なしと認めます。よって、議案第22号を承認いたします。

続きまして議案第23号 令和4年度府中市一般会計歳入歳出決算認定について(教育委員会の所掌に係るものに限る)を議題といたします。

提案説明をお願いします。

大森課長。

大森課長　　それでは、府中市一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。先にこの薄いほうの決算資料、円グラフのある資料から、これを説明させていただきます。

こちらの決算資料を1枚めくっていただきます。これは全体的な状況でございます。歳入歳出決算の構成で、上の段が歳入、下の段が歳出といったものです。歳入は全体で226億5,261万8千円。歳出は、217億3,814万6千円となっております。下の円グラフのところを見ていただきますと教育費は、17億3,137万7千円。これは全体の歳出の8%程度を占めております。後ほど決算書のほうも説明しますけれども、この教育費の額と若干相違がありますのは、全国で比較で

きるように若干金額が調整されております。

続いてこの決算歳入歳出決算書の11ページと12ページを御覧ください。11ページの左の上から3段目になりますが、10款の教育費でございます。左のページの一番左、支出済額、教育費の全体の支出済額は、17億2,593万5,350円でございます。また繰り越しとして4億6,168万円、合わせますと21億8,700万程度の予算というふうになっています。

続いて先ほど言いました教育費17億2,500万円の内訳でございます。1番目の教育総務費これが約5億円。続いて小学校費が1億5,890万2千円。中学校費が1億3,950万5千円。社会教育費3億3,593万2千円、3億3,600万円程度。続いて市長部局の社会体育費2億6,158万3千円。最後に6番目の学校給食費3億2,911万8千円となっております。

続いて歳出の説明、225ページを御覧ください。225ページから歳出の内訳等について載っていますので、説明させていただきます。先ほど言いました225ページになります。教育総務費、約5億円。説明しますのは項、目1の教育総務費で、1の教育委員会費とか、その下へ、2の事務局費とかありますが、目と右のページの支出済額というところを主に説明させていただきます。そして内訳は、一番右の備考というところに載っております。

まず、教育総務費5億円の科目でございますけども、大きく四つの科目が上がっております。225ページにございます教育委員会費、そして、2事務局費、続いて229ページめくっていただいて、229ページの目の欄3目の教育振興費、そして、また飛んで235ページ、5番特別支援教育振興費という四つの科目から教育総務費はなっています。

225ページ、226ページに戻ってください。1番の教育委員会費でございます。これは220万5,660円。備考欄を見ていただきますと、これは教育委員会活動に要する経費でございます。

続いて左の2番、事務局費です。これが2億3,213万4,074円。続いて3番、229ページの3目の欄3教育振興費でございます。教育振興費は、2億3,209万2,372円。上から外国語指導助手、ALTの報酬に係る経費、一般事務経費。これは会計年度職員（図書館職員ほか）の報酬等でございますが、このようになっております。また234ページにいきますと上から学校教育課各種事業の就学援助費ですとか、適応指導教室、現在の教育支援センターに要する経費、小中一

貫教育費、遠距離通学等の事業に投じております。

めくっていただきまして235ページ、目の欄5目の特別支援教育振興費でございます。これは支出額3,443万5,579円。備考の欄見ていただきますと主には特別支援教育支援員の人件費等でございます。教育総務費でございますけれども、人件費や施設管理など経常経費が主なものでございます。

続いて、同じく235ページの項、項の欄2小学校費の目の学校管理費。小学校費には学校管理費しかございませんけれども、支出額は1億5,892万6,503円。そして、5年度に1億6,400万程度繰り越しをしています。繰り越ししておりますのは、エレベーターですとか、空調の工事費を繰り越ししているものです。238ページの備考欄を御覧ください。小学校費の主なもの小学校管理に要する経費、これも1億以上費やしております。小学校の施設管理経費としまして、修繕や工事といったところで4,956万6千円。これも経費でございます。

続いて239ページを御覧ください。239ページ、左の上、項のところ3の中学校費の目が1学校管理費、中学校費も学校管理費しかございません。支出済額は、1億3,950万5,730円。ここも同じく5年度への繰り越し7,053万2千円を繰り越ししております。これは空調の工事費を繰り越ししているものでございます。240ページの備考欄の中段あたり中学校管理に要する経費としまして6,300万程度。1枚めくっていただきまして242ページ、備考欄中学校の施設管理、修繕や工事などで7,613万9,186円の支出となっております。

続いて、241ページの左、項を見ていただきまして社会教育費でございます。社会教育費、全部で支出額3億3,593万2,810、3億3,500万円。この社会教育費は三つの科目がございます。一つ目が241ページのほうになります1目社会教育総務費。続いて、245ページ、これは青少年育成に関する費用になります。一緒に経費で説明します。この青少年育成経費につきましては、720万5,000円。これは青少年育成市民会議の運営経費でございます。

続いて、目の欄3の地域集会所費でございます。これは1,098万8,125円。これは地域集会所の経費、主に維持管理経費でございます。

続いて247ページ、目の欄4の公民館費です。これは支出済額6,881万6,237円。これは備考を見ていただきますと公民館の運営管理に要する経費。そして、公民館事業に要する経費、館長の報酬

等でございます。

続いて249ページ、目の欄6番文化財費です。これは文化財費7,437万678円。備考欄を見ていただきますと文化財業務に要する経費ですとか、次の252ページの備考欄、保存活用計画の策定業務委託料ですとか、下のほう資料館管理運営委託料、資料館への指定管理料ですとかこうしたものが主な支出でございます。

そして、社会教育経費、最後の7番図書館費。252ページにありますとおりの支出済額は9,323万8,723円。これは備考の欄にございますように、図書館の管理運営委託料、これが主な支出でございます。

続いて、253ページの項5番社会体育費でございます。1の社会体育総務費は本庁のスポーツの関係でございますので、説明は割愛します。

257ページを御覧ください。257ページ、項の6学校給食費の目1番学校給食費、ここも学校給食費は一つのみになります。支出は3億2,911万8,942円。大きな支出として、最近、光熱費高くなっております。光熱水費2,700万ですとか、賄い材料費、これが1億4,800万。学校給食調理配送業務委託料9,667万5千円。こうした支出が主なものでございます。

決算資料の説明は以上でございます。

もう一つ主要な施策の成果に関する説明書、教育委員会分抜粋というものがございます。今日については、説明は割愛させていただきます。

決算関係の内容は、上でございます。

教育長 ただいま、事務局から提案説明がありましたけれども、何か追加で御質問等ございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

森山委員。

森山委員 すいません、ちょっといろいろ細かく備考のところに出てくるんですけど、手数料っていう項目があるかと思うんですけど、手数料っていういろいろまちまちで数千円のものもあれば、数十万円のものもありまして、具体的にはどういったものが手数料に含まれるんでしょう。例えば、242ページの手数料が27万5,415円。割と大きな金額かなと思うんですけど。

教育長 事務局から説明できますか。

門田部長。

教育部長 事務局で確認しておきます。

森山委員 すいません。ちょっとその前のページでも、例えば、240ページのとかでも手数料が53万8千円とか割と大きい数字があって全体を見

ると結構太い数字になるのかなと思ひまして。

教育長　ほか御質問はいかがでしょうか。

1件もし分かればなんですけれども、給食費の収入はこちらに反映されるものなのかどうか。もし分かれば事務局から教えてください。66ページですかね。長岡センター長。

長岡主幹　決算資料66ページ備考欄のところ、給食費で6行目ですね、学校給食費負担分として1億3,406万9,880円となっています。学校給食費雑入として、当該年度の収入としています。その一つ、二つ下のほう給食費滞納繰越分ということで、過年度、当該年度以前の滞納繰越分の収入額というふうに歳入に含めて計上しております。以上です。

教育長　ほか御質問よろしいでしょうか。

大川課長　先ほどの手数料のこと。

教育長　大川課長。

大川課長　すいません、242ページの先ほど森山委員さんのほうで御質問いただいた中学校施設管理経費の手数料なんですけど、これは、第一中学校のエレベーター工事等にかかる県への申請の費用であるとかそういった工事を申請する際に県に支払っている手数料を合算したものです。それから、240ページの中学校管理に関する経費の中の手数料こちらも53万8,785円は、ピアノの調律であるとか、新しく教頭先生になられた人の防火管理の講習を受講するための受講費であるとか、あと秤がそれぞれの学校にあるんですけども、その秤を調節する手数料であるとかそういったもろもろの諸経費を合算したものがこちらの手数料という形で金額のほうを上げさせていただいているところです。

教育長　手数料になるものと表に出るもので額で手数料になったりするということですか。小さいものは出てこないということですか。

大川課長　そうですね、予算書の時点ではもう細かく項目だけ出してあるんですけど、決算書になったときには、そこまで細かに分類をしてないので手数料というような形でまとまっているというようなところはございます。

森山委員　じゃ、何となくイメージ的には一般的な企業での会計でいうとちょっと雑費的な扱いですかね。何かいろんなものが含まれるということですかね。

教育長　一般的に手数料を取る銀行の振込手数料みたいなのは、よく手数料として使われている。

森山委員　そうですね。

教育長 使われてるけど、今の説明でその他もろもろの手数料という枠に入っ
た形で掲載されているということですね。

森山委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほか、いかがでしょうか。採決の中に判断材料として聞いておきたい
っている部分は、是非していただければと思います。

1件だけ教えていただきたいんですけども、決算認定に当たり令和4
年度の決算なんだと思うんですけど、昨年度からには光熱水料が大幅に
高騰していますね。大体、肌感覚でもいいんですけど何%ぐらい令和3
年度に比べて増えているのか。教育費の総額はあまり変わってない中で、
光熱水量の割合が増えてきていると思うんですけど、10%ぐらいです
か。

大森課長 例えば、給食のところは、単体の予算ですのでイメージ的に4、50%
というようなところで。当然感覚ですけども。ただ、補正予算で組ん
だ電気代を12月とか3月で補正を組まないと賄えないぐらいの話か
など。

教育長 皆さん、いかがでしょうか。

高橋委員 一つ最後にいいですか。体育関係の社会体育費なんですけど、業務内
容は本庁に移行して、予算というか費用面に関しては教育委員会に残っ
ているっていうのは、これはいつまでこういった状況が続くんでしょう
か。

教育長 事務局、答えられますか。

大森課長 すいません。明確な答えはちょっと持ち合わせていませんが、確かに
ここの予算を市長部局のほうが、本来ならというか、社会体育、スポー
ツについては。

高橋委員 ここにまだ業務があれば別に気にならないんですけど、業務内容だけ
があちらへ本庁に行って、こうやって費用面だけこちらに残ってるっ
ていうのがどうなのかなという。

教育長 ただ、予算要求をしているわけではないので、何ていうんですかね、
款が教育ということであって、社会体育に関係する予算要求であったり、
手続面の部分は本庁にもう移っている位置づけで、款については教育費
にはなってはいるんですけども。それはこちらで組織改編した中で、
款まで動かしたときに、また戻したときにまた款を動かすのかっていう、
何ていうんですかね、大きく言えば教育費という項目で分類していたほ
うが経年変化が見やすいんじゃないかなと思われるんですけども。

大森課長 あと一つ、ここも説明できないかも分かりませんが、9ページです。

決算書の9ページを御覧いただきますと歳出には1番議会費から総務費、民生費こうやって見てみますと、ずっとって次のページの10ページの10款の教育費っていうのは、一番ふさわしいところかなというように感じでも思います。6の建設関係でもございませんし。

教育長 よろしいでしょうか。

高橋委員 よいです。

教育長 ほかに御質問よろしいでしょうか。和知委員さん、藤井委員さんはいかがでしょうか。

藤井委員 ありません。

教育長 それでは、採決に入らせていただきたいと思います。

それでは、原案のとおり承認をいたしたいと思いますが御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号を承認といたします。

続いて議案第24号 令和5年度府中市一般会計補正予算(第5号)について、教育委員会の所掌にかかるものに限るを議題といたします。提案説明をお願いいたします。

大森課長。

大森課長 議案第24号 令和5年度府中市一般会計補正(第5号)について教育関係分を説明させていただきます。こちらの府中市補正予算書並びに予算に関する説明書を御覧ください。これをめくっていただきますと6ページ、左上に第3表債務負担行為補正というものがございます。追加しています2段目に、府中明郷学園通学バス運行業務委託料でございます。これは以前御説明させていただきました令和6年度から令和9年度までの通学バス運行業務の入札にかけるために、このたび 1億9,799万1千円の3年間の予算、債務負担行為というものを計上するものです。先ほど電気代等の物価高騰等、教育長からありましたけれども、契約ベースでいいますとやはり物価高騰等の影響などから2割から3割程度の経費が増えるんじゃないかというふうに関今のところあくまでも見積もっているところでございます。教育委員会の補正予算は、以上債務負担行為だけでございます。

教育長 では、ただいま事務局から提案説明がございました。御質疑があればお受けいたします。いかがでしょうか。

教育長 補正予算案歳出につきましては、社会体育費ということなので、こちらではないんですけれども債務負担行為ということで、来年から3年間

府中明郷学園の通学バスに係る費用としての上限ですね。この上限の中で今度、契約を結んでいっているということになります。よろしいでしょうか。

(なしの声)

教育長 それでは、採決をいたします。

原案のとおり承認をいたしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認めます。よって議案第24号を承認といたします。

続いて、協議報告事項に入ります。

委員の皆様から協議事項等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声)

教育長 次に報告事項に移ります。

まず私のほうから1点報告をさせていただきます。

報告事項としては、先日皆様にも紹介をさせていただきましたAL Tの外国語指導助手についてでございます。府中市にはこれまで3名の配置、昨年の途中まではもう1名が民間の会社から1名を派遣いただいて4名で配置をしていたところなんですけれども、この7月後半から8月前半にかけてが基本的にはAL Tの交代といえますか、継続なのか、交代をするのかっていうところの交代の時期になるんですけれども、このたびアメリカ、そして、カナダから来日して1年の勤務をされておりました2人が勤務を終了しまして、母国でそれぞれ新しい学びをスタートさせているという状況です。その後、先日紹介をさせていただきました10名のAL Tが各学校に配置となり勤務をスタートさせております。この10人以外には5年目でオーストラリアから来ております1名が継続して勤務をしているところでございます。今年度は各学校に必ず配置をするという体制で進める予定でございまして、秋口にもう1名が来日する予定でございまして、計12名のこの体制で進めてまいります。

スケジュールですけれども、10名は今週いっぱい県で日本語研修を行っておりまして、継続のAL Tは既にもう学校配置で明日から子供たちと出会うわけでございますけれども、残りの10名は今週研修を終えて28日から各学校勤務となりまして初めての児童生徒と出会うという予定となっております。

私からの報告は以上です。

次に教育部長よろしいですか。

教育部長 いえ、ありません。

教育長 和田係長。

和田係長 すいません。それでは机の上のほうに置かせていただいております熱中症対策標語コンテストの表彰式についてです。資料をご覧ください。これは府中市と包括連携協定を結んでおります大塚製薬株式会社と連携いたしまして今年度、熱中症対策標語コンテストを開催いたしました。このコンテストは7月にですね、熱中症を防ぐあなたの一言ということで募集をかけまして、学校や老人大学、公民館等で市全体の取組を行いました。資料のほうをつけさせていただいておりますけれども、小学校・義務教育学校前期課程部門、それから、中学校・義務教育学校後期課程部門、それから、一般部門と三つの部門で9名の方が受賞されまして、昨日 i - c o r e F U C H U におきましてその授賞式を行ったところでございます。熱中症について考える機会を持つことができ、熱中症予防の推進活動といった形で取組を行うことができました。報告でした。以上です。

教育長 道田室長。

道田室長 私からは2点報告させていただきます。

1点目は歴史資料館の管理運営体制の見直しについてというところで、先ほどの和田係長から説明あった標語の資料を1枚めくっていただいて3枚目になるんですけども、現在、今年度中に今、指定管理2館でまちづくり振興公社に任せています、指定管理を任せています歴史資料館2館についての運営体制を今般見直しとなりました。このたび上下の歴史資料館については上の表にもあるんですけども、右にあるとおりR6年からの4月1日からは指定管理として運営をしようということで公募をしよう。それから土生の歴史民俗資料館については直営ということで運営の方針については、それぞれ二館についてその特性を考えたときにこうした運営形態がよろしかろうということで方針を決定しました。

今後のスケジュールということで2として示させていただいているんですけども、上下の歴史民俗資料館については先ほども申しましたように重複になりますが、指定管理者を今後、公募により決定してまいります。指定管理の期間なんですけども、6年度、令和6年度4月1日から令和11年度3月31日までの5年間の期間の中で管理をお願いしようと考えております。現在9月8日までの中で指定管理者を募集してい

る状況になります。今後なんですけども、12月指定管理者を審査しまして12月の議会には指定管理の債務負担行為、予算でいうところの議案とそれから指定管理者が決定しますので、その指定についての議案の2本を議案として上程する予定になっております。

それから、歴史民俗資料館につきましては、先ほども申しましたように直営という方針になりましたので今後運営体制について行政内部で協議しまして4月1日からの直営による管理運営をスタートしていこうというふう考えております。以上です。

それから2点目なんですけども、次に市民プール整備事業に係る発掘業務についてということで御報告を申し上げます。めくっていただいて4枚目の資料になります。場所は皆さんも御存じだと思うんですけども、道の駅の裏側、駅との間に土井木工さんのラインなんですけれども、道の駅の臨時駐車場と今、芝生広場として活用しているところ一帯が今後プールとして整備されるというところで、その土地自体が備後国府跡の八反田地区という古代山陽道にまつわる遺構がこれまでに発掘調査で見つかっておりますので、そちらでもプールが建設されるということですので、壊される部分、それから、水色で示しているのがプールの建物が建つんですけど、そこを発掘調査の対象範囲として発掘調査を行っていく。発掘調査については直営ではなくて業務委託としてこれから募集をしております。状況としましては、今、発掘調査を請け負っていただく入札のための業者を募集しているというところがございます。発掘調査事態につきましては、契約が9月の初旬になると思うんですけども、この初旬から令和6年3月29日までの約6か月間を調査の対象期間として、調査を行ってまいります。

古代山陽道、先ほども申しましたけども、当時は古代山陽道の道路跡が現状の道路と並行して残っていますので、その部分については遺跡の価値からも現地保存するということは考えたいなと思っております。それから、調査期間中におきましては、発掘調査された上がった成果を現地説明会において開催するという状況でございます。

以上でございます。

教育長 続いて、ありますか。学校教育課はないですか。

大川課長。

大川課長 それでは学校教育課から学校の状況等について御報告をさせていただきます。

まず学校の状況等です。明日から2学期が始まります。それからキャ

リア体験学習が8月29日から9月9日まで実施予定です。それから「山・海・島」体験活動、主に小学校5年生の生徒が行う宿泊体験学習なのですが、8校中5校がもう既に終了しており、8月30日が南小学校、それから、8月31日に府中明郷学園が出発予定です。国府小学校は少し遅れておりました10月16日に実施予定となっております。

生徒指導の状況です。夏期休業中でしたので令和5年7月末現在の生徒指導状況の諸問題についての資料のほうを御覧ください。暴力行為が4件、計14件。いじめ認知件数が2件、計10件。不登校児童生徒数が8名、計39名。暴力行為の件数が7月末現在で昨年度の件数と同数となっております。背景といたしましては、マスク着用の緩和や様々な活動がコロナ禍以前に戻ったことにより、児童生徒同士が触れ合う場面が増えたことが考えられます。また、暴力行為の背景には児童生徒の困り感が必ずあり、言葉で上手に伝えることができない。また、いらいらした感情を抱えており、ある瞬間に爆発してしまい暴力に至ってしまうなど報告を受けております。事案が生じた際、後の指導の中で暴力行為はいけないことであるということを伝えることはもちろんですが、児童生徒の困り感を見つめ直すことができるような指導ができるよう各学校に指導をしている状況です。

また、長期休業明けは児童生徒の心が不安定になるということも考えられます。全児童生徒と元気で会えることを最大の目標に掲げ、児童生徒の環境の変化や心情の変化をキャッチすることができるよう、特に明日始業式ですので教職員と児童生徒の関わる時間を十分確保するよう指導しています。あわせて、8月末より匿名相談アプリについて新1年生のSOSの出し方教室であるとか、活用についての出前授業を開始いたします。また、そのほかの学年につきましても再度いじめ相談アプリの活用についてポスターやステッカーなどで再周知をして、子供が少しでも相談できるようにチャンネルを増やすよう継続した取組を続けていきたいというふうに考えております。

学校教育課からは以上です。

教育長

それでは先、大森課長。

大森課長

よろしいでしょうか。すいません、先ほど光熱水費の上昇等がございました。ちょっと昨年の決算額と比べてみました。238ページの決算、この決算書を御覧いただきますと238ページ、小学校費の備考欄を見させていただきます。小学校管理に要する経費、上から7行目、光熱水費というところがございます。今年4,782万3千円ですけれども、昨年3,

518万7千円でした。昨年に比べると1,200万円以上の光熱費のアップとなります。35%以上のアップでございます。240ページの中学校費にしましても中学校費の光熱費、これが今年2,932万6千円ですけれども、昨年2,360万円、約600万円の値上がりというところで、これも25%から30%近い値上がりしたといったところで、小学校、中学校費を昨年と比較したものです。よろしくお願いいたします。

教育長 先に連絡事項やりましょうか。

では、連絡事項ありましたら、発言をお願いいたします。

和田係長。

和田係長 それでは次回の教育委員会会議の日程でございます。9月21日木曜日1時半からを予定しておりますので、日程の確認等よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは議案第25号なんですけれども、この後休憩に入って再開をさせていただきたいと思うんですけれども、議案第25号については門田教育部長、大森教育政策課長、大川学校教育課長、津田学校教育課主幹、松本学校教育課主査、和田教育推進係長の出席を求めたいと思います。

それでは一旦休憩といたします。再開は10分後を目安に行いたいと思いますので、45分からスタートということで休憩をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第25号 非公開

教育長 その他、何かありましたら、御発言お願いいたします。

事務局何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声)

教育長 それでは、大変長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第10回の教育委員会会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。